

福岡 熊本 鹿児島 各都道府県知事  
横浜 岐阜 名古屋 京都 大阪 各市長

日本学術会議会長 亀山直人

大学等学術研究機関の人事及び大学の教授会の権限に関する声明について。(申入)

本会議は右のことについて、去る昭和24年10月6日 第4回総会において、学問思想の自由尊重の見地から、左記の声明を発しました。このことについては、何人も異論のないことと存じますが、特に、この衝に当られる各位におかれては、本会議の声明の趣旨に、一層の御理解を得たく存じます。

なお、このことは、客年10月12日付で、内閣総理大臣、文部大臣、及び人事院総裁に対し勧告致しております。

記

声 明

昭和24年10月6日

日本学術会議

大学等学術研究機関の人事については、学問、思想の自由を尊重することを旨とすべきであつて、単に政党所属等を事実上の理由として、処置すべきではない。

また、特に大学においては、学問、思想の研究に関連する教授会の権限が尊重せらるべきであつて、これが、外部よりする政治的理由によつて左右されてはならない。

右声明する。

1-47

総発第132号の1 昭和25年3月31日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

国立の研究機関において研究に従事する国家公務員に対する  
特別な法的措置について(勧告)

本会議は、国立の研究機関において研究に従事する国家公務員(以下、研究公務員という。)の特殊性について重大な関心をもち、昨年4月本会議第3回総会において、このことについて審議するために特に第19委員会を設けました。

第19委員会は、研究公務員特例法が制定されることが妥当であると認め、昨年10月本会議第4回総会に、その要綱案を提出して総会の承認を得、その後その線に沿つて更に審議を続けて来ました。今般同委員会は、左記の結論に到達し、本会議運営審議会もこれと同意見であります。

本会議は、政府が慎重に考慮されて、研究公務員に関し、特別な法的措置を講ぜられるよう勧告します。

なお別紙説明書を添付します。

記

さきに国家公務員法が制定されたが、政府は今また国家公務員の職階制に関する法律案を国会へ提出し、これらの規定を広範囲の国家公務員に適用しようとしているが、わが国の科学技術の振興に直

接従事している研究公務員の特殊な立場と職能を無視してこれらの規定を一律に適用することは、よりよき研究成果の促進を阻害し、将来の研究者の育成に悪影響を及ぼし、文化国家建設途上にあるわが国として国策上看過し難い重大事である。政府がこの点につき慎重に考慮し、研究公務員に関し特例法を立案するか、少くとも人事院規則を制定して、職階法並びに国家公務員法の特例措置を要望する。

1-48

総発第145号 昭和25年4月10日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

工業化試験補助金について（申入）

工業化試験補助金は、産業技術開発金庫の性格をもっていますから、その配分の基本方針について日本学術会議に諮問するようお願いいたします。

1-49

昭和25年4月28日

日本学術会議第6回総会

戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明）

日本学術会議は、1949年1月、その創立にあたって、これまで日本の科学者がとりきつた態度について強く反省するとともに科学文化国家、世界平和の礎たらしめようとする固い決意を内外に表明した。

われわれは、文化国家の建設者として、はたまた世界平和の使として、再び戦争の惨禍が到来せざるよう切望するとともに、さきの声明を実現し、科学者としての節操を守るためにも、戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する。

1-50

総発第176号 昭和25年5月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

科学知識普及のための専門部会について（勧告）

本会議は、科学知識普及事業の重要性に鑑み、去る4月26日の本会議第6回総会の議決に基き、政府が、科学技術行政協議会に、科学知識普及のための専門部会を設け、左記の事項について審議されるよう勧告します。

記

1. 政府機関内における科学知識普及事業（とくに交通博物館、工業陳列館、国立科学博物館、農林省農業改良局などの諸系統）の連絡調整をすること。
2. 官庁が、科学知識普及に役立つ資料を一般に供することを活潑ならしめること。